

# 年金相談 Q&A

**Q** 年金支払通知書の明細の中で、年金支給額から控除されるものについて教えてください。

**A** 年金支給額から控除されるものには、所得税額の外に次のものがあります。



## 1 特別徴収の対象となる保険料等

65歳以上の方は、お住まいの市(区)町村からの依頼により、以下に掲げるものが年金から控除(特別徴収)される場合があります。



年金(長期給付)事業  
キャラクター

- 介護保険料
- 国民健康保険料
- 後期高齢者医療制度保険料
- 住民税額(退職・老齢給付の年金のみ)

※徴収額については、お住まいの市(区)町村へお問い合わせください。

これらの保険料等の特別徴収を行う実施機関は、以下のとおり順位が決められています。複数の実施機関から年金を受給している場合は、順位がより上位の実施機関の年金から保険料等が特別徴収されます。

### 例 Aさんの場合



#### 受給している年金

- 老齢基礎年金  
(日本年金機構から支給)
- 退職共済年金  
(当共済組合から支給)

→ 老齢基礎年金から特別徴収

#### 【特別徴収を行う実施機関の順位】

- (1) 日本年金機構
- (2) 国家公務員共済組合
- (3) 日本年金機構(農林漁業団体職員共済組合からの移行年金)
- (4) 日本私立学校振興・共済事業団
- (5) 地方公務員共済組合  
(公立学校共済組合を含みます。)

(1) 日本年金機構の年金は、特別徴収が行われる順位が決められており、より上位の年金から保険料等が特別徴収されます。

- ① 国民年金(基礎年金)
- ② 厚生年金
- ③ 船員保険

## 2 公立学校共済組合友の会が運営する保険の保険料

公立学校共済組合友の会のライフ保険、団体傷害保険、団体医療保険または介護サポート保険に加入されている方は、年金からこれらの保険料を控除しています。

保険料については、公立学校共済組合友の会(11ページ参照)へお問い合わせください。